

## 化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試験協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 三木 康弘)

化学物質に関する法律で令和5年12月から令和6年5月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第343号 令和5年12月1日付）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項、

第24条第1項及び第28条第2項の規定に基づき政令が制定されました。

改正点：

- 施行令第1条で指定されている第1種特定化学物質に、次の1件が追加されました。  
第35号 ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩（表1）
- 施行令第7条の表11の項下欄第5号中「又は」を「及び」に改められ、また、次のように19が追加されました（表2）。

第一種特定化学物質	製品
PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

表1

第一種特定化学物質	製品
11. PFOS 又はその塩	5. メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
19. PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩	1. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 2. 金属の加工に使用するエッチング剤 3. 半導体の製造に使用するエッチング剤 4. メッキ用の表面処理剤及びその調整添加剤 5. 半導体の製造に使用する反射防止剤 6. 半導体用のレジスト 7. はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 8. 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 9. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 10. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

表2

(施行日：令和6年2月1日、ただし、第7条の表の改正規定及び附則第3項の表の改正規定は、令和6年6月1日施行)

【経済産業省ホームページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/kaiseireibun2023.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/kaiseireibun2023.pdf)】

- 2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号 令和6年3月29日付）

【経済産業省ホームページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/kaiseireibun2023.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/kaiseireibun2023.pdf)】

- 3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき、次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消した告示（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号 令和6年3月29日付）

改正点：法第11条の規定に基づき、次の5件の優先評価化学物質の指定が取り消されました。

通し番号	化学物質の名称	整理番号
9	ブロモタン(別名臭化メチル)	(2)-39
37	ニトリロ三酢酸	(2)-1276
160	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	(5)-6110
237	トリオクチルアミン	(2)-139 (2)-143
243	N,N-ジエチル-N-メチル-2-[(2-メチルプロパ-2-エノイル)オキシ]エタン-1-アミニウムの塩	(2)-2607

施行日：令和6年3月29日

【経済産業省ホームページ：[https://](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement_240401.html)

[www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/pacs\\_announcement\\_240401.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement_240401.html)】

- 4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した告示（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号 令和6年4月1日付）

改正点：法第2条第5項の規定に基づき、次の12件が優先評価化学物質として指定されました。

通し番号	化学物質の名称	整理番号
274	N,N,N-トリメチル-1-オキシニルメタンアミニウムの塩	(2)-343
275	3-[(2-エチルヘキシル)オキシ]プロパン-1,2-ジオール	(2)-414
276	2-(2-ブトキシエトキシ)エタン-1-オール(別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル)	(2)-422 (7)-97
277	N,N-ジメチルアセトアミド	(2)-723
278	酢酸エチル	(2)-726
279	酢酸n-プロピル	(2)-727
280	3-(N,N-ジメチルドデカン-1-アミニウムイリ)-2-ヒドロキシプロパン-1-スルホナートを主成分(80%以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと(クロロメチル)オキシランとN,N-ジメチルドデカン-1-アミンの反応生成物	(2)-1667 (2)-4305
281	カリウム=オクタデセンスルホナート又はカリウム=水素=オクタデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシオクタデカンスルホナート又は二カリウム=オクタデセンジスルホナート	(2)-2807 (2)-2038
282	カリウム=水素=ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又はカリウム=ヘキサデセンスルホナート又は二カリウム=ヘキサデセンジスルホナート	(2)-2807 (2)-2038
283	メチル=3-(3,5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロパノアート	(3)-1736 (3)-1761
284	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	(3)-2492
285	1,4-ジオキサシクロヘキサデカン-5,16-ジオン	(5)-3881

施行日：令和6年4月1日

【経済産業省ホームページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/pacs\\_announcement\\_240401.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement_240401.html)】

5) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号 令和6年5月1日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第343号)により、「ペルフルオロ(ヘキサシラン-1-スルホン酸)(別名 PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩(以下「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。)」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該 PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品(化審法政令原始附則第3項)に新たに追加されることに伴い、省令改正されました。

なお、PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る適合義務の内容は、PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものと同じ内容になります。

施行期日：令和6年6月1日

【官報 第1213号】

6) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改

正する省令(総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号 令和6年5月1日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件(厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号 令和6年5月1日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第343号)により、「ペルフルオロ(ヘキサシラン-1-スルホン酸)(別名 PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩(以下「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。)」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該 PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)原始附則第3項)に新たに追加されることに伴い、追加される製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項を定めるため、告示改正されました。

なお、PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る表示すべき事項は、PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものと同じ内容になります。

施行期日：令和6年6月1日

【官報 第1213号】

## 2. 労働安全衛生法 関係

### 1) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき新規化学物質について、その名称が公表されました。

①厚生労働省告示第341号（令和5年12月27日付）通し番号：31074～31283（210品目）  
（名称省略）

【厚生労働省ホームページ：

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202312kag\\_new.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202312kag_new.htm)】

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-275-1-0.htm>】

②厚生労働省告示第121号（令和6年3月27日付）通し番号：31284～31426（143品目）  
（名称省略）

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-276-1-0.htm>】

2) 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（基発1130第4号 令和5年11月30日付）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについて、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象物質に追加され、事業者に対して、次の化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必

要な措置を講ずるよう周知されました。

・変異原性が認められた届出物質（18物質）

番号	名称公表通し番号	名称
1	30539	4-(トリクロロメチル)ベンゼニトリル
2	30585	1-プロモエチル=アダマンタン-1-カルボキシラート
3	30614	[[モノ(又はビス又はトリス)(1-フェニルエチル)フェノキシ]メチル]オキシランを主成分とする、(クロロメチル)オキシランとトリス(1-フェニルエチル)フェノールとビス(1-フェニルエチル)フェノールと(1-フェニルエチル)フェノールの反応生成物
4	30620	(2S,3R,4S,6R)-6-{[(1S,3S)-3-アセチル-3,5,12-トリヒドロキシ-10-メトキシ-6,11-ジオキソ-1,2,3,4,6,11-ヘキサヒドロテトラセン-1-イル]オキシ}-3-ヒドロキシ-2-メチルオキサソ-4-アミノウム=クロリド
5	30622	3-アミノ-2,8-ジメチル-5-フェニルフェナジン-5-イウム=クロリド
6	30624	1-アミノ-2-(N-ヒドロキシエタンイミドイル)アントラセン-9,10-ジオンを主成分とする、2-アセチル-1-アミノアントラセン-9,10-ジオンと硫酸ビス(ヒドロキシアンモニウム)の反応生成物
7	30631	2-(N-エチルアニリノ)エチル=3-クロロプロパノアト
8	30673	1-(ジフェニルメチル)アゼチジン-3-イル=メタンスルホナート
9	30726	N,N'-[フルオランテン-3,8-ジイルビス[アザンジイル(9,10-ジオキソ-9,10-ジヒドロアントラセン-4,1-ジイル)]]ジベンズアミド
10	30732	1-プロモブタ-2-イン
11	30790	1-[2-クロロ-3-(2-メチルプロポキシ)プロピル]ピロリジン
12	30835	1,4-ビス[[2-ヒドロキシエチル)アミノ]アントラセン-9,10-ジオンと1,4-ビス[[3-ヒドロキシプロピル)アミノ]アントラセン-9,10-ジオンと1-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-4-[(3-ヒドロキシプロピル)アミノ]アントラセン-9,10-ジオンの混合物
13	30865	4-フルオロ-2-メトキシ-5-ニトロアニリン
14	30869	9-プロモノナン-1-オール
15	30892	2-ヨード-2-メチルプロパンニトリル
16	30901	2-アミノ-4-ニトロ安息香酸
17	30915	1-[2-(エタンスルホニル)エチル]-2-メチル-5-ニトロ-1H-イミダゾール
18	31069	2-(2-メトキシエトキシ)エチル=メタンスルホナート

・指針の対象から除外された物質（1物質）

番号	名称公表通し番号	名称
1	29973	(4Z)-4-(ヒドロキシイミノ)-1-[5-O-(2-メチルプロパノイル)-β-D-リボフラノシル]-3,4-ジヒドロピリミジン-2(1H)-オン(別名：モルヌピラビル)

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-64/hor1-64-45-1-0.htm>】

3) 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書

交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について(基安化発0109第1号 令和6年1月9日付)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)の「適用される法令」の記載内容を明確にするため、次のように改正され、化学物質の譲渡又は提供を行う事業者に対して周知されました。

・改正内容

適用される法令(則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)関係)の記載内容

労働安全衛生法関係法令における適用法令としては、令第18条(表示対象物)及び令第18条の2(通知対象物)のほか、令別表第1(危険物)、令別表第3(特定化学物質、製造許可物質)、令別表第6の2(有機溶剤)、鉛則(鉛及び令別表第4第6号に規定する鉛化合物)、四アルキル鉛則(令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛)、則第577条の2(がん原性物質)、則第594条の2(皮膚等障害化学物質等)等を記載すること。

なお、すでに交付されたSDSに係る製品に含有される成分の中に、新たに法令が適用される物質がある場合は、可能な限り速やかに新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を盛り込んだSDSを譲渡・提供先に通知するように努めるとともに、変更されたSDSが通知されるまでの間、ホームページへの掲載等により、譲渡・提供先に対して、新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を通知するよう努めること。

【安全衛生情報センターホームページ:

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-65/hor1-65-1-1-0.htm>】

- 4)有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第44号 令和6年3月18

日付)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第27条第1項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令が定められました。

・改正内容

個人サンプリング測定等及び溶接ヒューム測定について、その測定精度を担保するため、有機則、鉛中毒予防規則、特化則、粉じん障害防止規則(以下有機則、鉛則、特化則及び粉じん則を「有機則等」と総称する。)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令等を改正し、当該測定を行う者の要件を定める等の所要の改正を行うとともに、新たな告示により、当該要件の中で、修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等定められました。

施行期日:令和8年10月1日(附則第三条及び第四条の規定は令和6年7月1日)

【安全衛生情報センターホームページ:

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-379-1-0.htm>】

- 5)個人ばく露測定講習規程(厚生労働省告示第93号 令和6年3月18日付)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項、有機溶剤中毒予防規則第2条第2項第1号及び第2号、第17条第2項第2号及び第3号並びに第28条の3の2第4項第1号、鉛中毒予防規則第52条の3の2第4項第1号、特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第1号並びに粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第1号の規定に基づき、作業環境測定基準等の一部を改正する告示が定められました。

適用期日：令和8年10月1日

【安全衛生情報センターホームページ：

[https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-24/hor1-24-92-1-0.htm)

[hombun/hor1-24/hor1-24-92-1-0.htm](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-24/hor1-24-92-1-0.htm)】

- 6) 作業環境測定基準等の一部を改正する告示  
(厚生労働省告示第187号 令和6年4月10日付)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項、有機溶剤中毒予防規則第2条第2項第1号及び第2号、第17条第2項第2号及び第3号並びに第28条の3の2第4項第1号、鉛中毒予防規則第52条の3の2第4項第1号、特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第1号並びに粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第1号の規定に基づき、作業環境測定基準等の一部を改正する告示が定められました。

・改正内容

現状の測定技術等を踏まえ、個人サンプリング法の対象物質等をさらに追加するため、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等について改正されました。また、有機溶剤等の量に乗すべき数値において、「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分に対する数値についても所要の改正が行われました。  
適用期日：令和7年1月1日(ただし、有機溶剤告示関係に係る規定及び当該規定に係る経過措置については令和6年7月1日)

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094161.html)

[seisakunitsuite/bunya/0000094161.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094161.html)】

【安全衛生情報センターホームページ：

[https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-18/hor1-18-23-1-0.htm)

[hombun/hor1-18/hor1-18-23-1-0.htm](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-18/hor1-18-23-1-0.htm)】

- 7) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第79号 令和6年4月25日付)

・新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出

又は申請の原則電子化

安衛則第34条の4、第34条の5、第34条の6、第34条の8及び第34条の10に基づく届出又は申請について、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織)を使用して行うことに改正されました。ただし、電子情報処理組織による届出又は申請が著しく困難な場合は、引き続き、書面での届出又は申請を行うことができます。

・新規化学物質の名称公表方法の変更

安衛則第34条の14第2項の規定による新規化学物質の名称の公表は、3月以内ごとに1回、定期的に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表されることとなりました。

施行期日：令和8年7月1日(ただし、新規化学物質の名称公表方法の変更については令和6年7月1日)

【安全衛生情報センターホームページ：

[https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-380-1-0.htm)

[hombun/hor1-2/hor1-2-380-1-0.htm](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-380-1-0.htm)】

- 8) 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第196号 令和6年5月8日付)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準として、告示別表に新たにアクリル酸等112件が追加されました。また、物の種類「パラ-ジクロロベンゼン」を削除し、「ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンに限る。)」とされました。

適用期日：令和7年10月1日

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

seisakunitsuite/bunya/0000099121\_00005.html】

- 9) 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省技術上の指針公示第26号 令和6年5月8日付）

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第196号）が告示されたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）が改正され、事業者及び関係事業者団体等に対して周知されました。

適用期日：令和6年5月8日（ただし、指針別表1及び別表2の規定は令和7年10月1日）

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)】

### 3. 食品衛生法関係 関係

- 1) 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（厚生労働省告示第336号 令和5年12月20日付）

・動物用医薬品 次硝酸ピスマスが対象外物質に追加されました。

適用期日：令和5年12月20日

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoushokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html)】

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：

<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2023/12/13-4.html>】

- 2) 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働省告示第83号 令和6年3月15日付）

・ケイ皮アルデヒドが対象外物質から削除されました。

・農薬及び飼料添加物シナムアルデヒドが対象外物質に追加されました。

適用期日：令和6年3月15日

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoushokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html)】

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：

<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2024/03/post-87.html>】

### 4. 毒物及び劇物取締法関係

- 1) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第193号 令和5年5月26日付）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第2第94号及び第23条の5の規定に基づき政令が制定されました。

改正点：

・劇物として指定令第2条第1項に以下1件を追加する。

第4号の8 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール1%以下を含有するものを除く。

・指定令第2条第1項に掲げる劇物から除くものとして「第7号 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。」に以下1件を追加する。

ホ 四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤

・指定令第2条に掲げる劇物「第8号の2 2-イソプロキシエタノール及びこれを含有する製

剤。ただし、2-イソプロキシエタノール10%以下を含有するものを除く。」のただし書きを「ただし、2-イソプロキシエタノール15%以下を含有するものを除く。」に変更する。

施行期日:令和5年6月1日(ただし、第2条第1項第7号及び第8号の2ただし書の改正規定は、令和5年5月26日から施行)

【厚生労働省ホームページ:<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html>】

2) 二酸化アルミニウムナトリウム(劇物)を含有する製剤の取扱いについて(薬生発0719第3号 令和5年7月19日付)

二酸化アルミニウムナトリウム(CAS登録番号:1302-42-7)及びこれを含有する製剤については、平成30年7月1日より毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく劇物に指定されています。今般、事業者からの問い合わせを受けて状況を確認し、アルミン酸ナトリウム(CAS登録番号:11138-49-1)を含む一部の輸入製品において、劇物である二酸化アルミニウムナトリウムが含まれていることが判明しました。このため、アルミン酸ナトリウム及びこれを含有する製品を取り扱っている事業者等において、劇物である二酸化アルミニウムナトリウムの含有が認められた場合、法に基づき対応が必要となります。

【厚生労働省ホームページ:

[http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/aluminium\\_sodium\\_dioxide\\_revise\\_230719.pdf](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/aluminium_sodium_dioxide_revise_230719.pdf)】

3) 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第163号 令和5年12月26日付)

毒物及び劇物取締法台14条第3項及び第4項並びに毒物及び劇物取締法施行令第37条、第40条の5第2項第1号及び第40条の6第2項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行

規則の一部が次のように改正されました。

- ・特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し  
「フレキシブルディスク」「磁気ディスク」「光ディスク」「シー・ディー・ロム」といった具体的な媒体名について、媒体名の削除、または「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定に見直しされました(規則第12条の2の2、第12条の2の3、第13条の8、第13条の11、第19条、第20条、および第23条)。また、フレキシブルディスクの構造、および記録方式に関する規定が削除されました(規則第21条、および第22条)。さらに、書類の提出方法として、電子情報処理組織を使用する方法が新たに規定されました(規則第20条)。

- ・毒物及び劇物の運搬に係る連続運転時間の例外的取り扱い

第40条の5第2項第1項の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による連続運転時間について、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合の例外的取扱いとして、高速自動車国道、または自動車専用道路のサービスエリア、またはパーキングエリア等に駐車、または停車できない場合には、連続運転時間を4時間30分まで延長することができるものとされました(規則第13条の4第1号)。また、同号に規定する、交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による一日あたりの運転時間の計算方法について、改善基準告示の基準に合わせ、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均した時間とすることとされました(規則第13条の4第2号)。

施行期日:令和5年12月26日(特定の記録媒体の使用規定の見直し)、令和6年4月1日(運搬に係る連続運転時間の例外的取り扱い)

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231227I0030.pdf>】

- 4) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第196号 令和6年5月29日付)  
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)  
別表第2第94号及び第23条の5の規定に基づき政令が制定されました。

改正点:

- ・劇物として指定令第2条第1項に以下1件を追加する。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフエノツクス)及びこれを含有する製剤

- ・指定令第2条第1項に掲げる劇物から除く。

1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

[2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。]のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

施行期日:令和6年6月1日(ただし、除外規定は、公布の日から施行)

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240529I0010.pdf>】

- 5) 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第90号 令和6年5月29日付)

毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第37条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部が改正され、次の様式の注意書きが改められました。

- ・別記第1号様式(第1条関係)毒物劇物製造業・輸入業登録申請書

注意3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

- ・別記第4号様式(第4条関係)毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請書

注意3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

(6) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造(輸入)した実績のある有機シアン化合物の品目(化学名)の全てを別添として提出すること。

- ・別記第10号様式(第10条関係)毒物劇物製造業・輸入業登録変更申請書

注意3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

施行期日:令和6年10月1日

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240529I0020.pdf>】

- 6) 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第91号 令和6年5月29日付)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

第4条の3第1項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部が次のように改正されました。

- ・次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノツクス)及びこれを含有する製剤

- ・次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

[2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。]のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

施行期日:令和6年6月1日(ただし、除外規定は、公布の日から施行)

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/>

[hourei/H240529I0030.pdf](https://www.mhlw.go.jp/hourei/H240529I0030.pdf)】

### 5. 麻薬及び向精神薬取締法関係

- 1) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(法律第84号 令和5年12月13日付)

①大麻取締法(昭和23年法律第124号)の一部改正

- ・大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正されました。

- ・大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許(厚生労働大臣の免許)を要することとされました。

②麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部改正

- ・第2条 麻薬の定義を「別表第1に掲げる物及び大麻をいう。」に改正されました。別表第1が次のように改正されました。(第76号(改正後78号)は下線の部分を追加)(表3)

施行期日:令和5年12月13日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/212.html>】

法別表	法令掲載名
42	6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b・d]ピラン-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
43	6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b・d]ピラン-1-オール(別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)
78	前各号に掲げる物又は大麻のいずれかを含有する物であって、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であって、これら以外の前各号に掲げる物又は大麻を含有しないもの ロ <u>その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物(大麻草としての形状を有しないものに限る。)</u> を含有する物であって、前各号(同号を除く。)に掲げる物又は大麻を含有しないもの ハ <u>第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。)</u> ニ 麻薬原料植物又は大麻草以外の植物(その一部分を含む。)

表3

## 6. 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第4号 令和6年1月25日付）

水質汚濁防止法第3条第1項、第14条の3第1項及び第27条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部が次のように改正されました。

- ・地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の変更（水質汚濁防止法施行規則の改正）  
「六価クロム化合物」について0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更
- ・排水基準の変更（排水基準を定める省令の改正）  
「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.5mg/mLから0.2mg/mLに変更  
「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を3000個/cm<sup>3</sup>から800CFU（コロニー形成単位）/mLに変更  
施行期日：令和6年4月1日（ただし、排水基準を定める省令の改正は令和7年4月1日）  
【環境省ホームページ：[https://www.env.go.jp/press/press\\_02672.html](https://www.env.go.jp/press/press_02672.html)】

## 7. 水銀汚染防止法関係

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号、令和6年4月26日付）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第13条（新用途水銀使用製品の製造等の基本原則）の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令が公布され、別表に定められた既存の用途に利用する水銀使用製品に、8つの水銀使用製品が追加されました。

改正点：別表の改正（第2条関係）  
追加された水銀使用製品

	水銀使用製品	用途
第20号	ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
第21号	真空ポンプ	減圧及びその状態の維持
第22号	ホイール・バランス	振動又は衝撃の軽減
第23号	写真フィルム	写真の感光
第24号	印画紙	写真の感光
第25号	推進薬	宇宙空間における推力の発生
第37号	圧力調整器	圧力の調整及びその状態の維持
第52号	パイロメーター	表面温度の測定

施行期日：令和6年4月26日

【官報 号外第104号】

## 8. 貿易管理関係

1) 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第53号 令和5年12月1日付）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の5、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1及び外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令が定められました。

改正点：貨物等省令関係

- ・第2条の2第3号  
「コレラ毒素」を削除し、「ゴニオトキシン」、「ノジェラリン」、「バリトキシン」および「ブレベトキシン」を追加する。
- ・第2条の2第6号  
「遺伝子を改変した生物」又は「遺伝要素」について、規制対象となる仕様を追加する。
- ・第4条第11号ハ  
(2) 「ポリクロロトリフルオロエチレン」を「ポリクロロトリフルオロエチレン（油状又

はワックス状のものであって、改質されたものに限る。)」に変更する

施行期日：令和6年2月1日

【経済産業省ホームページ：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#231201>】

2)「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」の一部改正について（経済産業省告示第6号 令和6年1月25日付）

改正点：別紙第1の5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物に次の物質が追加されました。

(35) ペルフルオロ（ヘキサシロキサン-1-スルホン酸）（別名 PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンシロキサン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩

施行期日：令和6年2月1日

【経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/wnlist.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/wnlist.html)】

3) 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第165号 令和6年4月10日付）

改正点：別表第2の3第2号の2に次の物質が追加されました。

(2) 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの

- ・石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン
- ・キシロール
- ・ピッチコークス
- ・石油及び歴青油並びにこれらの調製品
- ・ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、

泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの

- ・歴青質混合物
- (3) 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの
  - ・水素、窒素、けい素、りん及び砒素
  - ・塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物
  - ・二硫化炭素
  - ・無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガンを並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
  - ・無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
  - ・コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

施行期日：令和6年4月17日

【経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/wnlist.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/wnlist.html)】

以上